



北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員の給与の特例に関する条例【総務企画局人事部給与課】	1734
○ 特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例【総務企画局人事部給与課】	1741
○ 北九州市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例【総務企画局人事部給与課】	1742
○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】	1745
○ 北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例【環境局環境監視部環境保全課】	1746
○ 北九州市ほたる館条例の一部を改正する条例【建設局河川部水環境課】	1748
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	1749
○ 北九州市営住宅条例の一部を改正する条例【建築都市局住宅部住宅管理課】	1750
○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例【交通局総務経営課】	1751
◇ 規 則	
○ 北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築都市局住宅部住宅管理課】	1752
○ 北九州市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健医療部保健医療課】	1753
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築都市局計画部都市計画課】	1754
○ 北九州市安全・安心条例検討委員会規則【市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課】	1755
○ 単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部給与課】	1757

◇ 告 示

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 1759

◇ 公 告

- 北九州市農業振興地域整備計画案等の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】 1760
- 特定調達契約の落札者の決定【契約室契約課】 1762
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 1763

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 1764

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 1767

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 1770

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の給与の特例に関する条例

- 1 一般職の職員の平成25年7月から平成26年3月までの給与を平均7.7パーセント減額することにした。
- 2 公営企業の管理者の平成25年7月から平成26年3月までの給料、管理職手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当を行政職給料表7級の給料月額 of 適用を受ける職員の例に準じて減額することにした。
この条例は、平成25年6月26日から施行することにした。

◇特別職の職員で非常勤のものの報酬の特例に関する条例

行政委員会（固定資産評価審査委員会を除く。）の委員及び監査委員の平成25年7月から平成26年3月までの報酬の額を10%減ずることにした。
この条例は、平成25年6月26日から施行することにした。

◇北九州市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

国家公務員退職手当法の一部改正により国家公務員の退職手当の額が引き下げられたので、これに準じた措置を講じることにした。
この条例は、平成25年7月1日から施行することにした。

◇付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

市長の付属機関を次のとおり新設することにした。

付属機関の名称	担任する事項
北九州市安全・安心条例検討委員会	市長の諮問に応じ、安全で安心なまちづくりに関する条例の制定について調査審議すること。

この条例は、平成25年6月26日から施行することにした。

◇北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例

福岡県環境影響評価条例の一部改正に伴い、同条例の適用を受ける対象事業に係る計画段階環境配慮書の提出の手續等を定めることにした。
この条例は、平成25年10月1日から施行することにした。

◇北九州市ほたる館条例の一部を改正する条例

北九州市立香月・黒川ほたる館を次のとおり新設することにしました。

1 位置

北九州市八幡西区香月西四丁目6番1号

2 使用料

区分	9時～12時	12時～17時
地域交流室	180円	350円

この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築基準法施行令の一部改正に伴い、地区計画の区域内において、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、蓄電池を設ける部分、自家発電設備を設ける部分及び貯水槽を設ける部分の床面積について、一定の範囲内で容積率の最高限度の算定に係る延べ面積に算入しないことにしました。

この条例は、平成25年6月26日から施行することとしました。

◇北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

東日本大震災における原子力災害による居住制限者について、市営住宅の入居資格の特例を設けることにしました。

この条例は、平成25年6月26日から施行することとしました。

◇北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

一般乗合自動車の定期旅客運賃を次のとおり改めることにしました。

通用期間 種別	3月	6月	1年
指定地域フリー 一敬老定期旅客運賃	8,000円	14,000円	24,000円

この条例は、平成25年8月1日から施行することとしました。

◇北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市営住宅条例の一部改正に伴い、北九州市営住宅条例施行規則において引用する同条例の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、平成25年6月26日から施行することにしました。

◇北九州市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

予防接種法の一部改正に伴い、北九州市予防接種健康被害調査委員会規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、平成25年6月26日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築基準法施行規則の一部改正に伴い、北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則において引用する同令の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、平成25年6月26日から施行することにしました。

◇北九州市安全・安心条例検討委員会規則

北九州市安全・安心条例検討委員会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成25年6月26日から施行することにしました。

◇単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の平成25年7月から平成26年3月までの給与を減額することにしました。

この規則は、平成25年6月26日から施行することにしました。

北九州市職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市職員の給与の特例に関する条例

(北九州市職員の給与に関する条例の特例)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。)第5条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(給与条例第8条の2第1項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。)の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)の各月分の給料の額については、給与条例第5条から第8条の4まで、第10条及び北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年北九州市条例第67号)付則第16項から第18項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料の額から、当該額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」といい、次項から第5項までに規定する割合を含む。)を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
行政職給料表	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級及び4級	100分の7.87
	5級以上	100分の9.87
消防職給料表	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級及び4級	100分の7.87

	5級以上	100分の9.87
教育職給料表(1)	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級	100分の7.87
	4級	100分の9.87
教育職給料表(2)	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級	100分の7.87
研究職給料表	1級	100分の6.87
	2級	100分の7.87
	3級以上	100分の9.87
医療職給料表(1)	2級以下	100分の7.87
	3級以上	100分の9.87
医療職給料表(2)	1級	100分の4.87
	2級	100分の6.87
	3級及び4級	100分の7.87
	5級	100分の9.87

医療職給料表（３）	１級	１００分の４．８７
	２級	１００分の６．８７
	３級以上	１００分の７．８７
特定任期付職員給料表	４号給以下	１００分の７．８７
	５号給以上	１００分の９．８７

２ 次に掲げる者に係る前項の規定の適用については、同項の表の右欄中「１００分の６．８７」とあるのは、「１００分の４．８７」とする。

（１） 教育職給料表（１）の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が２級である者で１号給から１０号給までのいずれかの給料月額の適用を受けるもの

（２） 教育職給料表（２）の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が２級である者で１号給から１１号給までのいずれかの給料月額の適用を受けるもの

（３） 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が１級である者で１号給から８号給までのいずれかの給料月額を適用を受けるもの

（４） 医療職給料表（３）の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が２級である者で１号給から１０号給までのいずれかの給料月額を適用を受けるもの

３ 給与条例第８条第１１項に規定する再任用職員、給与条例第８条の２第３項に規定する育児短時間勤務職員等となる者及び給与条例第８条の３に規定する再任用短時間勤務職員で次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受けるもののうち、同表の中欄に掲げる職務の級に属する者に係る第１項の規定の適用については、当該者に係る同項の規定による割合にかかわらず、次の表の左欄に掲げる給料表及び中欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ右欄に定める割合とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	２級	１００分の４．８７

	3級	100分の6.87
消防職給料表	2級	100分の4.87
	3級	100分の6.87
研究職給料表	1級	100分の4.87
医療職給料表(2)	2級	100分の4.87
	3級	100分の6.87
医療職給料表(3)	2級	100分の4.87
	3級	100分の6.87

- 4 任期付短時間勤務職員の特例期間における各月分の給料月額については、給与条例第5条、第7条、第8条の2及び第10条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に100分の4.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 給与条例第5条第3項に規定する特定任期付職員のうち給与条例第8条の4第2項の規定による給料月額の適用を受ける者の特例期間における各月分の給料月額については、給与条例第7条、第8条の4及び第10条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に100分の9.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 特例期間における次の各号に掲げる給与条例に基づき支給される手当の額については、給与条例第11条、第14条第2項及び第3項、第24条第2項から第6項まで及び第25条第2項から第5項までの規定にかかわらず、それぞれこれらの規定による手当の額（給与条例第14条第2項及び第3項、第24条第2項から第6項まで及び第25条第2項から第5項までの規定によるそれぞれの手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、それぞれ第1項から第5項まで及び第2条の規定による減額前の額とする。）から、当該各号に定める額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じ

て得た額

(2) 地域手当 当該職員の給料の月額（第1項から第5項まで及び第2条の規定による減額前の額をいう。）に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、第1項から第5項まで及び第2条の規定による減額前の額とする。）に100分の9.87を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、第1項から第4項まで及び第2条の規定による減額前の額とする。）に100分の9.87を乗じて得た額

7 特例期間においては、給与条例第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額（その算定の基礎となる給料の月額は、第1項から第4項までの規定による減額前の額とする。）から、当該職員の給料の月額（第1項から第4項までの規定による減額前の額をいう。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

8 特例期間においては、給与条例第25条の2の2の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額から、当該給料月額に、北九州市職員の給与の特例に関する条例（平成25年北九州市条例第20号）第1条第1項又は第5項の規定による当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

（北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の特例）

第2条 特例期間においては、北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）第3条第1項の規定の適用を受ける職員の同項に規定する各月分の教職調整額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による教職調整額の月額（その算定の基礎となる給料月額は、第1条第1項又は第2項の規定による減額前の額とする。）から、当該額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（北九州市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成

4年北九州市条例第3号)第21条の規定の適用については、同条中「給与条例第21条」とあるのは、「北九州市職員の給与の特例に関する条例(平成25年北九州市条例第20号)第1条第7項」とする。

(市長等の給与に関する条例の特例)

第4条 市長等の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第74号。以下「市長等給与条例」という。)第1条に規定する公営企業の管理者(以下「公営企業の管理者」という。)の特例期間における各月分の給料の額については、市長等給与条例第2条及び第4条の規定にかかわらず、市長等給与条例第2条の規定及び市長等給与条例第4条において準用する給与条例第10条の規定による給料の額から、当該額に100分の9.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

2 公営企業の管理者の特例期間における次の各号に掲げる市長等給与条例第4条において準用する給与条例の規定に基づき支給される手当の額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、それぞれ同条において準用する給与条例第11条、第14条第2項、第24条第2項から第4項まで及び第6項並びに第25条第2項から第4項までの規定による手当の額(給与条例第14条第2項、第24条第2項から第4項まで及び第6項並びに第25条第2項から第4項までの規定によるそれぞれの手当の額の算定の基礎となる給料の月額、それぞれ前項の規定による減額前の額とする。)から、当該各号に定める額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の給料の月額(前項の規定による減額前の額をいう。)に対する地域手当の月額に100分の9.87を乗じて得た額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額(その算定の基礎となる給料の月額は、前項の規定による減額前の額とする。)に100分の9.87を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額(その算定の基礎となる給料の月額は、前項の規定による減額前の額とする。)に100分の9.87を乗じて得た額

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のもの報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第21号

特別職の職員で非常勤のもの報酬の特例に関する条例

特別職の職員で非常勤のものうち次に掲げる者の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの報酬の額は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号）第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる報酬の額から当該額にそれぞれ10分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

- (1) 教育委員会の委員長及び委員
- (2) 市選挙管理委員会の委員長及び委員
- (3) 区選挙管理委員会の委員長及び委員
- (4) 監査委員のうち識見を有する者のうちから選任された者及び市議会議員のうちから選任された者
- (5) 人事委員会の委員長及び委員
- (6) 農業委員会の会長、会長職務代理者、部会長及び委員

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第22号

北九州市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の100」を「100分の87」に改め、同項第2号中「100分の110」を「100分の95.7」に改め、同項第3号中「100分の160」を「100分の139.2」に改め、同項第4号中「100分の200」を「100分の174」に改め、同項第5号中「100分の160」を「100分の139.2」に改め、同項第6号中「100分の120」を「100分の104.4」に改める。

第6条第1項第1号中「100分の150」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の165」を「100分の142」に改め、同項第3号中「100分の210」を「100分の155」に改め、同項第4号中「100分の243」を「100分の190」に改め、同項第5号中「100分の170」を「100分の147」に改め、同項第6号中「100分の165.7」を「100分の143」に改め、同項第7号中「100分の109.2」を「100分の79」に改める。

第6条の4並びに第6条の5第1号及び第2号中「59.28」を「49.59」に改める。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年北九州市条例第63号)の一部を次のように改正する。

付則第2項の前の見出し及び同項を削る。

付則第3項各号列記以外の部分中「施行日」を「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)」に、「新制度適用職員」の次に「(職員であって、その者が施行日以後に退職することにより改正後の北九州市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。)」を加え、「新条例等退職手当額」を「新条例第2条の4から第6条の8まで及び付則第9項から第12項まで並びに北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年北九州市条例第64号。以下この項において「退職手当一部改正条例」という。)付則第3項

の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「新条例等退職手当額」という。）に、「旧条例等退職手当額」を「その者の施行日の前日における給料の月額を基礎として、新条例付則第10項、改正前の北九州市職員退職手当支給条例第3条から第6条の2まで及び付則第8項並びに退職手当一部改正条例付則第3項の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「旧条例等退職手当額」という。）」に改め、同項を付則第2項とし、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

付則中第4項を第3項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から平成26年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の北九州市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項、第6条第1項、第6条の4並びに第6条の5第1号及び第2号の規定の適用については、改正後の条例第3条第1項第1号中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、同項第2号中「100分の95.7」とあるのは「100分の107.8」と、同項第3号中「100分の139.2」とあるのは「100分の156.8」と、同項第4号中「100分の174」とあるのは「100分の196」と、同項第5号中「100分の139.2」とあるのは「100分の156.8」と、同項第6号中「100分の104.4」とあるのは「100分の117.6」と、改正後の条例第6条第1項第1号中「100分の130」とあるのは「100分の147」と、同項第2号中「100分の142」とあるのは「100分の160」と、同項第3号中「100分の155」とあるのは「100分の174」と、同項第4号中「100分の190」とあるのは「100分の210」と、同項第5号中「100分の147」とあるのは「100分の164」と、同項第6号中「100分の143」とあるのは「100分の160.5」と、同項第7号中「100分の79」とあるのは「100分の102」と、改正後の条例第6条の4並びに第6条の5第1号及び第2号中「49.59」とあるのは「55.86」とする。
- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における改正後の条例第3条第1項、第6条第1項、第6条の4並びに第6条の5第1号及び

第2号の規定の適用については、改正後の条例第3条第1項第1号中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、同項第2号中「100分の95.7」とあるのは「100分の101.2」と、同項第3号中「100分の139.2」とあるのは「100分の147.2」と、同項第4号中「100分の174」とあるのは「100分の184」と、同項第5号中「100分の139.2」とあるのは「100分の147.2」と、同項第6号中「100分の104.4」とあるのは「100分の110.4」と、改正後の条例第6条第1項第1号中「100分の130」とあるのは「100分の138」と、同項第2号中「100分の142」とあるのは「100分の150」と、同項第3号中「100分の155」とあるのは「100分の164」と、同項第4号中「100分の190」とあるのは「100分の195」と、同項第5号中「100分の147」とあるのは「100分の156」と、同項第6号中「100分の143」とあるのは「100分の150」と、同項第7号中「100分の79」とあるのは「100分の94」と、改正後の条例第6条の4並びに第6条の5第1号及び第2号中「49.59」とあるのは「52.44」とする。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第23号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の市長の項中

「

北九州市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の市街地における住居表示制度の実施について調査
-------------	--------------------------------------

を

審議すること。

」

「

北九州市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の市街地における住居表示制度の実施について調査
北九州市安全・安心条例検討委員会	市長の諮問に応じ、安全で安心なまちづくりに関する条例の制定について調査

に

審議すること。

」

改め、同表の市長の北九州市予防接種健康被害調査委員会の項中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第24号

北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第31条の2の見出し中「調整等」を「調整」に改め、同条第5項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（県条例の手続との調整）

第31条の3 福岡県環境影響評価条例（平成10年福岡県条例第39号。以下「県条例」という。）第46条第3項の規定により県条例の適用を受ける対象事業について、当該対象事業を実施しようとする者及び当該対象事業に着手した者（以下これらの者を「県条例適用事業者」という。）が県条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行ったときは、それらの手続に相当するこの条例に規定する手続を経たものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、県条例適用事業者は、県条例第7条の4の規定により県条例第7条の3に規定する計画段階環境配慮書（以下「県配慮書」という。）を福岡県知事に送付したときは、市長に対し、当該県配慮書及びこれを要約した書類（以下これらを「県配慮書等」という。）を提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の県配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見を求めるものとする。この場合において、市長は、県配慮書等を縦覧に供し、意見書を提出することができる旨並びに県配慮書等の縦覧場所及び縦覧期間を公告するものとする。

4 県配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定により市長が意見を求めたときは、前項の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を県条例適用事業者に送付するものとする。

6 市長は、第2項の規定により県配慮書の提出があったときは、必要に応じ審査会の意見を聴いて、県条例適用事業者に対し、県配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

7 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を県条例適用事業者に送付するものとする。

- 8 県条例適用事業者は、県条例第9条第1項の規定により県条例第8条第1項に規定する環境影響評価調査計画書及びこれを要約した書類を送付したときは、第4項及び第6項の意見（第4項の意見については、第3項の規定により市長が意見を求めた場合に限る。）についての見解を記載した書面を作成し、市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、前項の規定により書面の提出があったときは、当該書面をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 10 市長は、県条例第46条第3項の規定により県条例の適用を受ける事業であったものが当該事業の目的又は内容の修正により県条例の適用を受ける事業に該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が対象事業に該当することとなったときは、県条例の定めるところに従って作成された書類を、県条例の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。

第34条第1項を次のように改める。

市長は、法第3条の7第1項、法第10条第2項若しくは第4項若しくは法第20条第2項若しくは第4項又は県条例第7条の6、県条例第13条第2項若しくは県条例第22条の意見を述べるときは、あらかじめ審査会の意見を聴き、書面により行うものとする。ただし、県条例第7条の6の意見については、市長が必要があると認める場合に限り、審査会の意見を聴くものとする。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

北九州市ほたる館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第25号

北九州市ほたる館条例の一部を改正する条例

北九州市ほたる館条例（平成14年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市ほたる館（以下「ほたる館」という。）を北九州市小倉北区熊谷二丁目5番1号に」を「別表第1に掲げる施設（以下「ほたる館」という。）を」に改める。

第3条第1項及び第5条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表中「研修室」の次に「（北九州市ほたる館に限る。）」を加え、同表を別表第2とし、付則の次に次の1表を加える。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
北九州市ほたる館	北九州市小倉北区熊谷二丁目5番1号
北九州市立香月・黒川ほたる館	北九州市八幡西区香月西四丁目6番1号

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第26号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「この号」を「この号から第5号まで」に改め、同項中第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1）
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1）
- (4) 自家発電設備を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1）
- (5) 貯水槽を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第27号

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「滅失」の次に「（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する避難指示区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた場合を含む。）」を加える。

第7条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 福島復興再生特別措置法第29条第1項に規定する居住制限者については、第1項第4号に掲げる条件を具備する者を同項各号（第5号を除く。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第28号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 通常期間定期旅客運賃の表の指定地域フリー敬老定期旅客運賃の項中

「

4,000円	7,000円	12,000円
--------	--------	---------

」を

「

8,000円	14,000円	24,000円
--------	---------	---------

」に

改める。

付 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。